

令和4年9月12日 定例教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
	・令和4年9月12日(月) 午後2時30分 ～ 午後4時10分
	・教育委員会室
2 出席者	
教育長 堀 貴 雄	事務局職員
委員 稲 本 正 (オンライン)	副教育長 矢 本 哲 也
委員 竹 中 裕 紀	教育次長 小 野 悟
委員 村 上 啓 雄	義務教育総括監 香 田 静 夫
	教育総務課長 関 谷 英 治
	教育総務課教育主管(高) 中 川 敬 三
	教育総務課教育主管(小中) 日 比 光 治
	教育総務課 ICT 教育推進室 加 藤 昌 宏
	教育管理課長 嶋 崎 敏 幸
	教職員課長 中 村 有 希
	教職員課教育主管 棚 橋 武 司
	教育研修課長 神 出 建 太 郎
	学校支援課長 下 野 宗 紀
	学校支援課教育主管 石 原 康 秀
	特別支援教育課長 兒 玉 哲 也
3 議事日程等	
	報第1号、報第4号、議第1号、議第2号、議第3号、議第4号について、非公開とすることを
	決定
4 会議録	
	令和4年8月19日開催の定例教育委員会の会議録を承認
5 審議の概要	
	別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
報第 2 号 教育に関する事務に係る予算（令和 4 年度 9 月補正）に対する意見について	
教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、岐阜県知事から、令和 4 年第 4 回定例県議会の提出議案について意見を求められたため、異議ない旨を専決により回答したので報告し、その承認をお諮りするもの。</p> <p>教育委員会関係の 9 月補正歳出予算は、総額で 3 億 4, 674 万 3 千円を増額するもの。</p> <p>主な補正内容は、「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業費」については、新たに、県内 5 圏域の市町を国のモデル地域とし、カリキュラム開発や取組の評価を行い、幼保小の接続期における教育の質的向上を図るもの。「光熱費・燃料費の高騰に伴う管理費の増」については、電気ガス料金、燃料費の価格高騰に伴い、不足する県立学校の管理運営費を補正増額するもの。</p> <p>この補正予算については、教育委員会事務局からの要求に基づいた内容で編成されており、知事に対して異議のない旨、回答を行った。</p>
竹 中 委 員	光熱費は下期の 3 月まで見通した金額か。
教育総務課長	下期まで上昇幅を見込んでいる。今後の価格上昇の際は、さらに補正予算で対応する。
教 育 長	報第 2 号について、挙手により採決する。
教 育 委 員	全員賛成により承認する。
報第 3 号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について	
教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から、今議会に提出される議案について意見を求められ、異議がない旨を専決により回答したので報告し、その承認をお諮りするもの。</p> <p>「岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」国家公務員法等の一部改正に鑑み県職員の定年を引き上げる等の措置を講ずるもの。</p> <p>令和 5 年度から、職員の定年が引上げられることに伴い、複数の関係条例を改正するものであり、教育委員会が所管する「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例」もこれに含まれる。</p> <p>改正内容は国家公務員の制度に準じており、基本的には全国共通の内容が導入される。</p> <p>今回の定年引上げは、知事部局の職員、警察官と同様に、教職員も対象となる。現行 60 歳の定年を 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度以後は 65 歳となる。</p> <p>組織の新陳代謝を確保するため、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するもの。医師、歯科医師を除き、管理職手当が支給される職員などで、教育委員会では主管教諭及び指導教諭が対象となるが、60 歳になった教職員</p>

	<p>については、役職定年により、60歳に達した日の翌日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動することとなる。</p> <p>60歳に達した職員の給料月額、60歳になった後の最初の4月1日以後「7割水準」とする。</p> <p>教育委員会が所管する「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例」は、法律改定に伴う条ずれを整理するとともに、時間外相当として「給料月額の百分の四」を支給している教職調整額について、その計算の基礎となる「給料月額」に「管理監督職勤務上限年齢調整額」が含まれるよう、条例の附則において、所要の規定を追加する。</p>
村上委員	退職手当はいつ支給されるのか。
教育総務課長	65歳定年時に支給される。支給金額は60歳までと61歳から65歳までの期間は分けて計算される。
竹中委員	60歳を過ぎると給料は7割になる。管理職は教諭となるが、教諭はどうなるのか。
教育総務課長	教諭は教諭のままである。管理職は教諭に降格する。例外規定で必要な場合は、校長をそのまま留任する規定がある。
竹中委員	正規教員と定年延長の教員とで、同じ仕事をしていても給料に差が出るということか。
教育総務課長	処遇上では、定年時の給料は7割になるため、同じ仕事でも給料に差ができる。
竹中委員	将来的には同じ仕事には同じ処遇がなされるべき。そうでなければモチベーションの問題が起こる。今後、考えていかなければならない。
教育長	意見として承る。
村上委員	定年で管理職が教諭になるときは「降格」と表現するのか。
教職員課長	法律上は「降任」と表現し、教諭となつていただく。なお、校長のまま残る人も出る可能性があるが、基本は「降任」である。
村上委員	給料は減り、さらに「降格」ではネガティブなイメージである。言葉の使い方を考えていかなければならない。
稲本委員	個人差をどこが、どう評価してこの定年延長を行うのか。
教職員課長	制度では、60歳を一つの区切りとする。59歳の時に、今後の処遇や仕事内容について説明をして60歳以上の働き方を決めていく。法律上、情報提供や意思確認をしなければならないことになっている。短時間勤務や退職という選択もできる。60歳で退職をすると、定年退職前ではあるが定年退職と同じ退職金を得ることができるという仕組みもある。個人個人に十分な情報提供をし、希望を聞くことが法律上求められている。県教育委員会としても、各先生の希望をよく聞くということが必要

	である。
稲本委員	本人の希望に対して、誰が処遇を決定するのか。決定のシステムについて教えてほしい。
教職員課長	通例では、年齢に関わらず個々の教員の希望を聞き取り、校長を通じた人事ヒアリングを秋くらいから行っている。校長を通じて人事面談で個々の希望を伺う。定年前の人にも、十分に情報提供をし、希望を伺っていく。県教育委員会ときちんと連携して対応していく必要がある。
稲本委員	会社なら社長、役員会が決定する。能力があって働くことができる人は少しでも働いてもらった方がよい。退職したい人は別の道に行ってもらえばよい。規則の運用の際に、臨機応変にやってほしい。
教育長	報第3号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
事務局報告（政策）（1）教職員の働き方改革の取組状況について	
教育管理課長	<p>「教職員の働き方改革プラン2022」では、時間外の上限時間として設定している「月45時間」を超える教職員ゼロを目標に、取組みを進めている。</p> <p>「長時間勤務の多忙化解消に向けた取組の推進」のうち、「勤務時間管理の徹底」等の関係については、今年度より全県立学校統一で8月12日を学校閉庁日に設定し、より休みやすい環境を整備した。</p> <p>「業務内容の不断の見直し」では、中学校で導入している統合型校務支援システムの機能を拡充することにより、令和5年度入学者選抜より、中学校から高校に送付される生徒の調査書をデジタルデータで送付し活用できるよう、環境の整備を進めている。また、学校と保護者間等の連絡調整や教員間の情報共有等にICTを活用し、校務のデジタル化を進めている。</p> <p>「部活動指導に係る負担軽減」では、今年度より、部活動の在り方の見直しを進めるため、事務局内に「部活動改革係」を設置した。また、部活動ガイドラインに基づき、週2日以上適切な休養日や、平日2時間、休日3時間の活動時間の設定についても、9割を超える部活動で遵守しているところ。特に休養日については、週のうち平日1日、休日1日を基本としつつ、大会等で休養日が確保できなかった場合は、オフシーズンに振り替えて取得するケースも認めて、年間でバランスよく休養日を設定するようにしている。すべての部活動で遵守できるよう引き続き徹底を促していく。</p> <p>「学校を支える体制の整備」については、教員業務アシスタントの活用を支援する手引きを作成して案内し、活用を推進しているところ。また、スクールカウンセラーなど、専門的な知識を持った外部人材も積極的に活用を推進している。</p> <p>本年4月から7月まで4か月間の「教員の時間外勤務の状況」では、まず月別平均の時間外では、4か月平均で見ると、どの校種においても昨年度と比べ、減少し</p>

	<p>ている。5月及び6月は増加しているが、令和3年度の5月及び6月が、コロナ禍の関係による部活動の活動に制限があったのに対し、令和4年度はこうした制限がなく通常どおりの活動であったため増加傾向にある。このため80時間を超える者の割合、45時間を超える者の割合も昨年度と比べ、微増している月もある。</p> <p>時間外の状況については、コロナの影響や繁忙期等、月ごとに差があるため、夏休みの影響を受けない9月以降の状況も引き続き注視していく必要があると考えている。</p> <p>「ハラスメントやメンタル不調等」の「ハラスメント等の速やかな察知と解決」では、管理職対象の研修において、ハラスメント防止対策に関する研修内容を充実した。</p> <p>「市町村教育委員会への働きかけ」では、スクール・サポート・スタッフの効果的な活用についてまとめた事例集を作成し、小中学校にも配布し、活用を推進している。</p> <p>また、休日部活動の段階的な地域移行に向けた取組を様々な形で支援している。</p> <p>今後も定期的に進捗状況を確認しつつ、学校訪問などで現場の意見も聴取しながら、次期プランの策定に繋げていきたい。</p>
村 上 委 員	教職員の勤怠管理はどのように行っているか。
教育管理課長	部活動の時には、教員が各自のスマートフォンから勤務開始、勤務終了の時間を入力している。学校での勤務の際には、学校のPCでも入力ができる。
村 上 委 員	データを見て、決められたとおり正確に入力していない教員がいるときはどうしているのか。学校が管理しているのか。
教育管理課長	各校長が全ての教員の時間外勤務を把握している。また、教頭が各教員への直接的な指導や管理を行っている。校長、教頭で普段から対応している。
稲 本 委 員	部活動そのものに問題はないか。学校単位で行うだけでなく、地域単位で行う改革が必要なのではないか。勝利を目指して本格的に行う部活動と、同好会のようなものがあったもよい。生徒の目標に対応するために、学校単位だけではなく地域単位で部活動を編成し、練習の仕方を含めた部活動の在り方を考える必要がある。
義 務 教 育 総 括 監	国の方針もあり、中学校では学校の部活動を休日、土日祝日には地域へ移行していく取組みを始めている。土日祝日、長期休業期間も含めて、部活動を地域の指導員に任せ、学校の教員が携わらなくとも運営していこうとする取組みである。来年度から本格的に実施できるよう、昨年度から準備を進め、県内では様々な運営主体によって行われているが、どの市町村のどの学校もなんとかスタートが切れるように取り組んでいるところである。
竹 中 委 員	教職員の働き方改革として非常に中身もしっかりしているし、データベースもきちんと拾ってきている。これまで部活動、ICT等、様々な手を打っているが、働き方改革としては効果が薄い。マンネリとなっている教員も中にはいる。次は、個別

	に分析して追究していかねばならない。どうしてこの残業時間になるのかを細かく分析し、追究しなければならぬ。超過勤務 80 時間だけは撲滅しなければならぬ。それはぜひ取り組んでほしい。
教育管理課長	月 80 時間の超過勤務をなくしていくことは、教育委員会としても力を入れていきたい。個別の教職員については、校長だけに任せるのではなく教育委員会でもチェックして対応していきたい。
教 育 長	教育委員会では、1 人 1 人の教員の超過勤務について把握している。毎月 1 回の会議で教育長に個人名まで上がっている。毎月かなりの長時間勤務の者には、校長を通じて指導をするようにしている。
稲 本 委 員	週に 3 日やれば十分な部活動もある。生物などを部活動で探究しようとする、朝から晩までかかる。生徒や部活動に幅があるということを頭に入れながら、フレキシビリティをもって教育の在り方を考えていかなければならない。
教 育 長	かつては、運動系の部活動、応援団で頑張った人が就職では有利だった時代があった。現在は、フレキシビリティに局面に対応できる人が採用されるようになってきている。30 年前とは状況が違う。部活動の在り方も考える必要があるかもしれない。キャリア教育ともつなげていきたい。
事務局報告（その他）（1）岐阜県における全国レベルの表彰について （2）令和 4 年度教育委員行事予定表について	
教育総務課長	<p>7 月末に行われた「第 38 回全国高等学校簿記競技大会」において県立岐阜商業高校の田宮朱里さんが個人の部で優勝。新聞にも取り上げられた。</p> <p>第 46 回全国高等学校総合文化祭において、関市立関商工高等学校のバトントワリング部が、グッドパレード賞、講評者特別賞を得た。</p> <p>県立関高校地域研究部が、「全国高等学校社会科学・郷土研究発表大会」で最優秀賞を得た。研究テーマは「関飛行場に関する研究報告～郷土に残る戦争の記録・遺構・記憶を追う～」で、1 歳年上の上級性から研究を引継ぎ、文献調査、考古学調査、目撃者への聞き取りを進めたもの。出場校 12 校中、最高位の賞を得た。新聞でも取り上げられた。</p> <p>「令和 4 年度教育委員行事予定表」については、10 月に行われる大垣商業高校と中津商業高校の創立記念式典では、それぞれ竹中委員と市川委員に出席いただく。開式の時間が決まった。別途郵送でも案内文書を送らせていただいている。</p> <p>11 月 14 日午後からオンライン開催される「東海北陸ブロック教育委員全員協議会」には、稲本委員、竹中委員、村上委員にご出席いただく。協議会は 14 時からだが、事前に勉強会を 13 時から開くのでご留意いただきたい。</p> <p>12 月から 3 月までの定例教育委員会会議、臨時教育委員会会議の開催日時が決まった。中でも、2 月の定例教育委員会会議は、総合教育会議と同日に開催する予定。当日は、総合教育会議が 13 時 30 分から開始のため、定例教育委員会会議の開</p>

	始時間を 11 時からと遅めに設定している。
報第 1 号 職員の表彰について <非公開案件>	
職員の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 3 号 令和 5 年度使用岐阜県立学校の教科書採択について <非公開案件>	
令和 5 年度使用岐阜県立学校の教科書採択について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 4 号 特別支援学校における学校運営について <非公開案件>	
特別支援学校における学校運営について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第 4 号 市町村立学校管理職等の人事異動について <事務局限定非公開案件>	
市町村立学校管理職等の人事異動について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 1 号 教職員の懲戒処分について <事務局限定非公開案件>	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 2 号 教職員の懲戒処分について <事務局限定非公開案件>	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉 会	
午後 4 時 10 分、閉会を宣言する。	